

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-2
処分の種類	狩猟免許の取消し			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第52条第1項			
処分の概要	法に規定する要件に該当したことによる狩猟免許の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県鳥獣行政事務取扱要領 第4-1 狩猟免許を受けた者が法第40条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、その者の免許を取消すものとする。</p> <p>法第40条 2 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障をおよぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者</p>			
基準の制定根拠	長野県鳥獣行政事務取扱要領 第4-1(昭和35年7月15日林政第182号)			